

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業務名称：バングラデシュ国ダッカ MRT に係る情報収集・  
確認調査 (QCBS)

調達管理番号：23a00562

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月13日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年9月13日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国ダッカ MRT に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年11月～2024年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Matsushita.Yuichi@jica.go.jp](mailto:Matsushita.Yuichi@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第四課

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年9月19日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年9月27日 12時
3	質問への回答 9月20日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年9月25日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年10月2日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年10月6日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年10月23日13時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛  
CC: 担当メールアドレス

### 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### （2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### （1）提出期限：上記4.（3）参照

### （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

## 1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

## 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

## 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～4）の経費と5）～6）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

## (3) 提出先

### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

- ③ 本文：特段の指定なし
  - ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
  - ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (4) 提出書類
- 1) プロポーザル・見積書
  - 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
  - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせしません。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

### 評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、本項目の評価のみをもって、 <u>業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

#### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

##### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三

位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点

② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額 : 価格評価点 = 100点

それ以外の見積額 (N) : 価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記4.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国ダッカ MRTに係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

バングラデシュの首都ダッカでは、1990年から2018年にかけて人口が662万人から1,980万人（推測値）まで増加しており（国際連合人口部、2018年）、人口増や経済成長等に伴う急激な交通需要の増大が慢性的な交通渋滞や大気汚染等を引き起こしている。ダッカ都市圏における車両の平均移動速度は時速6.4キロと東京都心部（時速14.7キロ）（国土交通省、2015年）の半分以下に留まっており、交通渋滞による経済損失は、年間数十億米ドルに上ると指摘されている（世界銀行、2018年）。また、ダッカの大気はPM10濃度（年間平均）が146 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と世界保健機構（World Health Organization。以下「WHO」という。）の環境基準（20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ～70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を大幅に上回る水準にある。排気ガスによる大気汚染の悪化に伴い住民の健康被害リスクも高まると懸念されるが、WHOはダッカにおける大気汚染の約40%を車両の排気ガスによるものと指摘している（WHO、2018年）。ダッカにおける深刻な交通渋滞は経済活動や都市環境を悪化させ経済社会発展の大きなボトルネックとなっており、公共交通輸送へのモーダルシフトが望まれている。

当国政府は、「第8次五カ年計画」（2020/21～2024/25年度）において、貧困層にも裨益する包摂的な経済成長を目標とし、交通・通信セクターにおいて、交通渋滞抑制、将来需要対応のための輸送インフラ及び交通インフラの改善、バランスのとれた都市交通システム構築を都市交通戦略の目標として掲げている。かかる目標に関し、当国政府は、2016年8月にJICAの支援により策定された「改訂版ダッカ都市交通戦略計画」（Revised Strategic Transport Plan。以下、「RSTP」という。）にて、公共交通網として大量高速輸送システム（Mass Rapid Transit。以下「MRT」という。）5路線及びバス高速輸送システム（Bus Rapid Transit。以下「BRT」という。）2路線の整備を計画した。JICAは、RSTPにおいて計画されているMRT5路線のうち3路線（MRT6号線・1号線・5号線（北路線））に係る資金協力を行っており、バングラデシュ初の都市鉄道となるダッカMRT6号線は2022年12月に部分開業している。

RSTP では JICA が支援する MRT3 路線のほかに MRT2・4 号線、BRT7 号線等が計画されているが、急速な都市化の進展、整備中の BRT3 号線の計画遅れに伴うバングラデシュ側の BRT への期待低下、RSTP に計画されていない新規事業の計画、ダッカ都市交通会社（Dhaka Mass Transit Company Limited。以下「DMTCL」という。）による MRT2・4 号線の路線見直し、既存路線の延伸計画進展等の様々な外部環境の変化が発生している。

### 第3条 調査の目的と範囲

#### （1）調査の目的

本調査は、新規路線計画、最適な交通システム、路線乗り入れ、ファイナンススキーム等について既存計画をもとに多角的に検討を行い、既往案件との相乗効果、民間資金の活用可能性等も踏まえ将来的に円借款による整備検討の可能性がある優先路線・区間を特定するとともに、既存有償資金協力の開発効果増大に向けた有償勘定技術支援の検討に必要な情報の収集・分析を実施し、今後の支援方針の再検討を行うものである。

#### （2）調査の範囲

本調査は、「第3条（1）調査の目的」を達成するために「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「第6条 報告書等」に記載の報告書等を作成し、JICA 及びバングラデシュ政府へ説明・協議を行うものである。

#### （3）調査対象地域

ダッカ及びその周辺（Dhaka 県、Narayanganj 県、Gazipur 県、Narsingdhi 県、Manikganj 県、Munsiganj 県）

#### （4）関係機関

実施機関：Dhaka Mass Transit Company Limited（DMTCL）ダッカ都市交通会社

また、想定される関係機関は以下のとおり。

Road Transport and Highways Division（RTHD）	道路交通橋梁省・道路交通局
Roads and Highways Department（RHD）	道路交通橋梁省道路・国道部
Dhaka Transport Coordination Authority（DTCA）	ダッカ運輸調整局
Bangladesh Road Transport Authority（BRTA）	バングラデシュ道路交通局
Rajdhani Unnayan Katripakkha（RAJUK）	首都圏開発庁
Dhaka South City Corporation（DSCC）	ダッカ南市役所
Dhaka North City Cooperation（DNCC）	ダッカ北市役所
Bangladesh Railway（BR）	バングラデシュ国鉄
Bangladesh Bridge Authority（BBA）	バングラデシュ橋梁公社

Dhaka BRT Company Limited  
Bangladesh Road Transport Corporation (BRTC)  
Public Works Department  
Dhaka Metropolitan Police

ダッカ高速バス輸送システム会社  
バングラデシュ道路交通公社  
公共事業局  
ダッカ都市圏警察

#### 第4条 調査実施の留意事項

##### (1) 本調査の位置付け

本調査は、急速に都市化が進み公共交通の整備が喫緊の課題となっているダッカにおいて、今後の円借款支援を念頭に置いたダッカの MRT 整備方針を検討し、優先路線・区間の提言を行うもの。また同新規事業の円滑な実施や、既存事業の開発効果増大への貢献が期待される附帯的な技術支援検討に必要な情報を収集・整理・分析する。

##### (2) RSTP・既存調査のレビュー及び RSTP 改定を踏まえた検討

本調査では、RSTP 等既存調査、RSTP 改定作業により収集されたデータ及びその他ダッカ MRT 整備に係る各種既存情報の分析を行う。既存調査としては、RSTP のほか国土交通省が実施した「ダッカ 2 号線の PPP 事業実施可能性検討調査(令和 3 年度)」等が挙げられる。また、ADB が支援する RSTP 改定作業では、フェーズ 1 として RSTP のレビュー及び各種調査等が実施される。RSTP 改定作業により収集された各種データ等を入手・分析し、本調査において最大限活用する。

##### (3) 既存案件の知見活用

ダッカ MRT に関連して JICA が支援している事業として以下が挙げられる。本調査はこれらの事業と密接に関係することから、コンサルタント等関係者へのヒアリングを行い、その知見の活用を図る。

##### 有償資金協力

- ・ ダッカ都市交通整備事業
- ・ ダッカ都市交通整備事業 (1 号線)
- ・ ダッカ都市交通整備事業 (5 号線北路線)

##### 技術協力プロジェクト

- ・ ダッカ市都市交通料金システム統合のためのクリアリングハウス設立プロジェクト (フェーズ 2)
- ・ MRT6 号線安全マネジメントシステム構築支援プロジェクト
- ・ MRT 沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト

##### (4) 先方政府実施機関、関係ドナーからの情報収集・協議

既存調査・計画のレビューや優先整備路線・区間の選定にあたっては、先方政府・他ドナーへの十分な聞き取り調査を行った上で検討する。

##### (5) DMTCL の経営能力・組織体制強化に向けた提案

DMTCL は 2013 年に設立され、組織としての歴史が浅いことから、十分な組織体制が構築されておらず、JICA は、DMTCL の官房部門 (収入支出の予測や管理などを含む財務部門、就業規則や人事・給与制度、人材育成制度など人事部門等) に課題がある

と認識している。現在の DMTCL の官房部門の体制、社内規則、人材育成制度とその活用状況について情報収集を行うとともに、これらに係る既存支援の成果・課題の分析を行ったうえで、DMTCL の組織体制強化に向けた提案を行う。

#### (6) 非運賃収入拡大に向けた検討

ダッカ MRT の運営・維持管理にかかる費用は基本的に運賃収入により賄われる想定であるが、DMTCL の財務面を強化するためにも、非運賃収入源の多様化・拡大が必要である。本調査では、非運賃収入拡大策を検討するほか、既存支援の成果・課題を分析したうえで、駅前広場及び駅周辺開発を含む DMTCL の収入拡大策について提言する。更に JICA による技術支援のニーズ、妥当性、優先度、緊急性等について検討し、短期的な支援実施が望ましいと思われるものについて提案を行う。

#### (7) ジェンダー主流化に係る検討

DMTCL はジェンダーアクションポリシーを策定しているとともに、既存支援を通じてジェンダーアクションプランを作成している。本調査ではジェンダーアクションプランの達成状況の確認を行うとともに、さらなるジェンダー主流化の推進に向けた検討を行う。

#### (8) ダッカ MRT の利便性向上に向けた検討

JICA は、メトロ整備事業における駅周辺の一体開発や駅前空間の有効活用の促進が重要と考えている。2022 年 12 月に部分開業した MRT6 号線とフィーダーバス等のラストワンマイル・モビリティの接続状況や駅周辺環境について調査を行い、今後の事業の中で対処することが求められる、既存公共交通システムとの連結性強化・相互利用促進に向けた課題を確認し、改善策を提案する。

#### (9) 安全対策

バングラデシュへの渡航においては、ラマダン等の時期を避けた渡航計画とする。また、各調査対象サイトへの渡航にあたっては、実施機関等を通じ、事前の治安状況を確認し、最新の治安情報を把握する。

### 第5条 調査の内容

#### (1) 関連資料・情報の収集・分析

バングラデシュ政府、JICA、国際機関、他ドナー等の関連資料を収集し、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

#### (2) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) バングラデシュ政府、JICA、国際機関、他ドナー等の関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に現在の都市交通整備計画等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、バングラデシュ政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料・情報・データをリストアップし、全体調査計画に反映する。

- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、JICA に事前確認を求める。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、バングラデシュ側関係機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

### (3) RSTP・関連計画のレビュー及び RSTP 改定作業により収集されたデータの分析、関連情報の収集

以下に例示した情報を収集し、DMTCL や関係機関による既存の開発計画を整理する。

- ① RSTP にて計画されている交通モード（MRT、BRT 等）・輸送容量・路線ルート・整備スケジュール等、現在の都市交通整備方針
- ② RSTP に計画されていないものの、関係機関により計画されている都市交通整備方針（DMTCL による MRT2・4 号線の線形変更等 RSTP からの変更を含む）
- ③ 実施中・検討中の公共交通整備事業（MRT、LRT、BRT 等の交通モード別、及び国家予算、対外借入、PPP といった財源別に整理）
- ④ RSTP 改定作業における社会経済調査、需要予測、自然環境調査等各種データ・情報の整理

### (4) 他ドナーの情報収集

他ドナーへのヒアリング、文献調査等を通し、ダッカにおける都市交通分野に係る他ドナーの今後の支援方針や既往案件の進捗・課題等について情報収集を行う。特にアジア開発銀行（ADB）、世界銀行、韓国（EDCF）について情報収集を行う。他ドナーの情報収集は机上調査並びにダッカベースまたはオンラインでの面談によるものを想定しているが、バングラデシュ以外への渡航が必要な場合は、理由を付したうえプロポーザルにて提案すること。

### (5) 新規代替計画の検討

#### 1) 新規路線計画の検討

(3) で整理された既存の計画では想定されていないものの、以下の観点から新規 MRT 路線計画の要否検討を行い、要すれば新規路線の整備計画を提案する。

- ・ 課題に基づいた必要性（既存交通量調査及び交通需要予測結果等）
- ・ 開発事業効果（経済効果・交通量・旅行時間短縮等）
- ・ MRT6 号線・1 号線・5 号線等既存公共交通機関との乗り継ぎ等の利便性
- ・ 開発計画との整合性（バングラデシュの各種政策、SDGs との整合等）
- ・ 駅周辺開発を行うにあたっての開発余剰用地の有無

#### 2) 最適な交通システムの検討

(3) で整理された既存の計画及び (5) 1) でリストアップされた路線計画における最適な交通システムを検討する。例えば、RSTP で計画されている BRT7 号線について、MRT のみならず案内軌条式鉄道（AGT）、モノレール、LRT 等の他の軌道系公共交通システムとしての整備可能性を検討する。同検討に際しては 1) で挙げられた視点に加えて、本邦技術活用可能性、環境社会配慮、経済性等、多面的に評価を行い、最適と思われる交通システムの提案を行う。

### 3) 路線乗り入れ・整備計画の検討

RSTPをはじめ既存の計画では MRT 及び BRT の何れも相互乗り入れ等は計画されず、単独での運行が想定されている。(3)における既存の計画整理並びに(5) 1)及び2)の代替案検討と並行して、各路線の相互乗り入れの技術的实施可能性、開発効果の向上(乗客の利便性向上等)、経済性の改善(車両基地の共用化、職員配置の効率化、システム共通化による DMTCL 職員の業務効率化等)、環境社会配慮(駅出口や車両基地の共用化等による用地取得最小化)等を検討し、最適と思われる整備計画を検討する。検討対象には、①MRT2 号線と MRT5 号線北路線の乗り入れや②MRT4 号線と MRT1 号線の乗り入れ等の案を含める想定であるが、加えて検討対象となる案が想定される場合は、理由を付したうえプロポーザルにて提案すること。

### 4) ファイナンススキームの検討

(3)及び(5) 1)~3)の検討を踏まえて提案された計画についてファイナンススキーム(推定借款額の算出含む)の代替案を検討する。具体的には、以下のような手法を想定するが、加えて検討が望ましいファイナンススキームが想定される場合は、理由を付したうえプロポーザルにて提案すること。

#### ① PPP 事業を活用した上下分離による借款額節減の可能性

ダッカにおいては、日バングラデシュ・ジョイント PPP プラットフォームの枠組みを通じて、MRT2 号線の PPP 事業化が検討されたものの、初期コストや経済性等の課題から候補事業から除外された経緯がある。ただし、MRT2 号線は土木工事、車両、鉄道システム等の開業に必要な初期投資の全てをコンセッショネアが実施する前提で検討が行われたが、DMTCL とコンセッショネアが役割分担(例:土木工事は DMTCL が実施し、車両やシステムはコンセッショネアが整備)する案等を含めて実現可能な代替案を検討する。検討に際して、他国における都市鉄道分野の PPP 事業の事例の情報収集や、ダッカにおける適用可能性を検討する。他国事例の情報収集は机上調査並びにダッカベースまたはオンラインでの面談によるものを想定しているが、バングラデシュ以外への渡航が必要な場合は、理由を付したうえ提案すること。

#### ② 国際機関等の他ドナーとの協調融資

ダッカにおいては、MRT5 号線で JICA と ADB による協調融資が検討され、北路線と南路線で区間を分担する形での協調融資を行っている。このような MRT5 号線の類似例以外に、他国では整備対象区間は共通で、融資対象パッケージを分担する形での協調融資(例:ある開発パートナーが土木工事に融資し、他の開発パートナー車両やシステムに融資)も実例があり、係るタイプの協調融資について検討を行う。

#### ③ バングラデシュ政府自己資金の活用

バングラデシュの MRT 整備においてはこれまで本体工事は全て円借款対象としている。他方、円借款を通じた MRT 整備経験が豊富な隣国インドにおいては高架土木等の借入国又は借入国以外の新興国の技術力で施工可能なコンポーネントを中心に先方政府負担とし、車両・鉄道システム等の借入国等のみでは対応が困難なパッケージを中心に借款対象とすることで、全て円借款対象とする場合と比較して同じ借款供与額でもより大規模な整備を可能としている事例がある。このようにバングラデシュ政府自己資金を最大活用することによる円借款投入効率の最大化について検討を行う。

## 5) 代替案検討の取りまとめ資料作成

(3) 及び(5) 1)～4)において検討・提案された計画について概要を取りまとめた資料を作成する。JICA 及びバングラデシュ側各関係機関の双方による検討が効率的・効果的に行われるように、資料作成に際しては、以下の観点を含む多面的な比較評価を行い、評価結果を整理すること。

- ・ 課題に基づいた必要性（既存交通量調査及び交通需要予測結果等）
- ・ 開発効果（経済効果・交通量・旅行時間短縮等等）
- ・ 開発計画との整合性（当国の各種政策、我が国の開発協力方針との整合等）
- ・ 経済性の妥当性（既存概算事業費等）
- ・ 環境社会配慮の妥当性（社会環境・生活環境・自然環境への影響等）
- ・ 日本への裨益効果（本邦企業・現地日系企業による本体事業への参画、ODA の広報効果が高い案件等）
- ・ 事業の懸念点や想定されるリスク（事業実施遅延のリスク、実施機関の能力等）
- ・ 上記を踏まえた実現可能性

## (6) 本邦招へいの実施

日本の都市交通制度、運営維持管理手法、本邦技術等の理解と自国への適用について検討することをテーマとして、DMTCL 及び関係機関より計 5 名程度の本邦招へいを実施する（2024 年 2~3 月頃、(7) のワークショップ前 1 週間程度を想定）。招へい時の計画案（招へい候補者、視察先、プログラム等を含む）を作成するとともに、視察時の同行・案内を支援する。なお、想定される視察先や追加的に招へい中に採り上げるべきトピックがある場合はプロポーザルにて提案すること。また、計画案について、JICA へ説明・協議を行った上で、視察先や各種ロジ手配等の準備作業を実施する。

## (7) ワークショップ開催

ダッカにてワークショップを開催し、DMTCL を含む関係機関との間で公共交通整備計画を議論する。ワークショップにおいては(5) 5) で作成した取りまとめ資料を活用し、特に本調査にて提案する代替計画の実現性、妥当性について DMTCL 及び関係機関の意見を丁寧に聴取し、バングラデシュ側から提示された課題については解決策を議論する。

## (8) 既存計画、新規代替路線を踏まえた全体計画への提言策定

(7) を通じたバングラデシュ側との議論を踏まえて、実現性、妥当性が高く、将来的に整備することが望ましいとされた既存計画路線・新規代替路線について、改定中の RSTP をはじめとする全体計画においても優先的に採り上げられるように提言する資料を作成する。

## (9) JICA による支援対象路線の検討・今後の調査に向けた提言

(3)～(7) の検討を踏まえて、JICA による協力の可能性について優先順位付けを行ったうえ、円借款による整備が望まれる路線を提案する。特に優先度の高い事業について（3 件程度を目安と想定するが、具体的には調査実施中に JICA と協議した上で決定する）、案件計画会議等の JICA と日本政府の間で行われる協議に必要な情報収集・分析を行うことを念頭に、優先事業の具体化のために以下項目等の必要事項について情報収集を行い、かつ協力準備調査の調査計画案を提言する。

- 1) 路線計画（衛星画像・地形情報・地質図の確認、地下構造物・埋設物の確認）
- 2) 自然条件調査（既存の自然条件調査結果の確認）

- 3) 概算事業費
- 4) 運営・維持管理体制（体制面・技術面・財務面）
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業の受益者（直接受益者及び最終受益者とおおよその人口）
- 7) 他の JICA 事業との関連や他機関との連携・役割分担や相乗効果等
- 8) 環境社会配慮と想定されるカテゴリ分類（用地取得、住民移転等の規模等）
- 9) 気候変動、DX 活用、HIV/エイズ等感染症対策、ジェンダー、参加型開発/障害配慮、社会システムや規範、人々の幸福（Human Wellbeing）、人権の視点において特筆すべき事項
- 10) 定量的効果（指標名、基準値、目標値、目標値の対象年等）及び定性的効果
- 11) 過去の類似案件の教訓と優先事業への適用
- 12) 協力準備調査実施の前提としてバングラデシュ政府が対応すべき事項（各種承認、許認可手続き等）
- 13) 事業実施の前提条件及び事業目的達成のための外部条件や留意点等

#### （10）DMTCL の組織体制強化に向けた検討

DMTCL の官房部門の体制、社内規則、人材育成制度とその活用状況等について情報収集を行うとともに、これらに係る既存支援の成果・課題の分析を行う。これを踏まえ、DMTCL の組織体制強化に向けた課題を分析・特定し、その解決に向けたアクションプランを作成する。そのうえで、JICA による技術支援のニーズ、妥当性、優先度、緊急性等について検討し、短期的な支援実施が望ましいと思われるものについて提案を行う。

#### （11）非運賃収入拡大に向けた検討

DMTCL の事業計画における非鉄道事業の位置づけ（DMTCL における非鉄道事業の優先度、人員の配置状況、計画と実績等）を確認したうえで、非運賃収入獲得に関連した DMTCL の取り組みについて情報収集し、その成果・課題を分析する。また、現在公共交通指向型開発に基づく不動産開発や広告収入、駅構内の売店等の設置によるテナント収入獲得に向けた検討が既存支援の中で行われている。DMTCL・コンサルタントへのヒアリング等を通し、これら既存支援の成果・課題を分析したうえで、駅前広場及び駅周辺開発を含む DMTCL の非運賃収入拡大策について提案する。更に JICA による技術支援のニーズ、妥当性、優先度、緊急性等について検討し、短期的な支援実施が望ましいと思われるものについて提案を行う。

#### （12）ジェンダーアクションプランの達成状況確認

ジェンダーアクションポリシー及びジェンダーアクションプランの達成状況を踏まえつつ、コンサルタント等へのヒアリングを通しジェンダー主流化に向けた好事例を抽出・整理する。また、分野別に女性の雇用状況を整理したうえで、女性の就労の障壁となっている事項を分析する。そのうえで、女性の雇用促進・就労環境改善に向け必要なアクションを提案する。

#### （13）ダッカ MRT の利便性向上に向けた検討

MRT6 号線と既存公共交通システムとの接続、及び駅周辺のインフラ整備状況を確認する。具体的には、Bangladesh Road Transport Corporation (BRTC) が運行しているシャトルバス及び既存バス路線と 6 号線の接続、並びに 6 号線の駅周辺におけるインフラ整備状況とその活用状況について、BRTC や DNCC、DTCA 等関係機関へのヒ

アリングや現地調査を行う。これを踏まえ、ダッカ MRT の利便性向上に向けたハード面（バスロータリー・歩道の整備等）・ソフト面（スマートチケット・電子決済システム等の環境整備）、制度面（メトロ・バス間のダイヤの調整枠組み、メトロ利用者に対するバスへの案内方法等）での課題を確認し、改善策を提案する。

#### （14）今後の JICA による支援の方向性の検討・提言

以上の検討を通し、ダッカの交通渋滞緩和及び都市環境改善に向け JICA として行うことが期待される支援の方向性を提案する。既存支援との相乗効果発現に留意しつつ、短期、中期（～2030 年頃）での JICA の支援内容、優先度、及び時間軸の整理を行う。

#### （15）ドラフト・ファイナル・レポートの作成・協議

ドラフト・ファイナル・レポート（プレゼンテーション資料を含む）案を作成し、JICA に提出する。JICA のコメントに基づき修正を行ったのち、バングラデシュ政府関係機関・他ドナーに対して説明、協議する。

#### （16）ファイナル・レポートの作成・協議・合意

上記（15）で得られたコメントを踏まえ、ファイナル・レポート（プレゼンテーション資料を含む）案を作成し、JICA に最終プレゼンテーションを実施する。最終プレゼンテーションを踏まえて必要な修正を行った上で、ファイナル・レポートを JICA に提出する。

## 第6条 報告書等

### （1）調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとし、提出期限は 2024 年 10 月 15 日とする。各報告書に記載する内容は、「第5条 調査の内容」をベースに適宜項目を追加し、整理すること。作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。また、各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図った上関係省庁等へ提出及び説明を行うものとする。

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部数：電子データ形式（PDF 形式、Word 形式。和文。）

#### 2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後 1 か月以内

部数：電子データ形式（PDF 形式、Word 形式。和文及び英文（それぞれ全文）。）

簡易製本（英文 5 部）

#### 3) インテリム・レポート

記載事項：「第5条・調査の内容」（7）までの内容

提出時期：「第3章2.（1）業務工程」に示す期日まで

部数：電子データ形式（PDF 形式、Word 形式。和文及び英文（それぞれ全文）。）

簡易製本（英文 5 部）

#### 4) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第3章2.（1）業務工程」に示す期日まで

部数：電子データ形式（PDF形式、Word形式。和文及び英文（それぞれ全文）。）  
簡易製本（英文5部）

#### 5) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第3章2.（1）業務工程」に示す期日まで

部数：和文5部、英文10部（製本）、電子データ形式（CD-R5部）、電子データ形式（PDF形式、Word形式）

#### 6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部数：CD-R5部

### (2) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、JICAの様式による収集資料リストを付した上で、業務終了後にJICAに提出する。

### (3) その他提出資料

#### 1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、JICAに5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）をJICAに提出する。

#### 2) 業務従事月報

JICA規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までにJICAに提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

#### 3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しをJICA（JICAバングラデシュ事務所含む）に速やかに提出する。

#### 4) その他

上記の提出物のほかに、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

### (4) 調査報告書作成にあたっての留意事項

① 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

② 各調査報告書は、バングラデシュ政府への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、承諾を得ること。

③ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。

④ 英文報告書については、提出前にネイティブチェックにかけることとする。また、英文報告書作成に際し、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

- ⑤ レポートが分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ⑥ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ⑦ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

別紙 1：報告書目次案

別紙 2：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

## 報告書目次（案）

注）本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及びJICAとの協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICA と適宜協議の上、調査を行うものとする。

調査要約

地図

写真集

1. 調査の概要
  - (1) 調査の背景
  - (2) 調査の概要
  - (3) 調査団と調査工程
  - (4) 調査結果の概略
  
2. 既存都市開発計画のレビュー
  - (1) RSTPのレビュー
  - (2) 既存開発計画のレビュー
  - (3) 他ドナーの動向
  
3. 新規代替計画の検討
  - (1) 新規路線計画の検討
  - (2) 最適な交通システムの検討
  - (3) 路線乗り入れ・整備計画の検討
  - (4) ファイナンススキームの検討
  - (5) ワークショップ開催結果
  - (6) 全体計画への反映状況
  - (7) JICAによる支援対象路線の検討
  - (8) 協力準備調査で確認すべき事項
  
4. 技術支援検討
  - (1) DMTCLの組織体制強化に向けた検討
  - (2) 非運賃収入拡大に向けた検討
  - (3) ジェンダーアクションプランの遵守状況
  - (4) ダッカMRTの利便性向上に向けた検討
  
5. 本邦招へいの実施結果
  
6. 今後の協力方針の提言
  - (1) 今後必要とされる技術協力の内容
  - (2) 短期・中期でのJICA支援計画
  - (3) バングラデシュ側での対応事項

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項**  
**(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	将来的に整備が望まれる路線・区間のリストアップ手法	第5条 調査の内容 (5) 1) 新規路線計画の検討
2	最適な交通システムの比較検討手法	第5条 調査の内容 (5) 2) 最適な交通システムの検討
3	相互乗り入れの技術的实施可能性検討手法、整備計画検討手法	第5条 調査の内容 (5) 3) 路線乗り入れ・整備計画の検討
4	検討しうる借款額節減に向けた事業化検討手法	第5条 調査の内容 (5) 4) ファイナンススキームの検討
5	本邦招へいの視察先、追加的トピック案	第5条 調査の内容 (6) 本邦招へいの実施

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：都市鉄道を含む都市交通計画に係る調査業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／都市・交通計画
- 鉄道計画
- ファイナンス／経済財務分析

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.5 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市・交通計画）】

- ① 類似業務経験の分野：都市・交通計画にかかる調査業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他途上国地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：鉄道計画】

- ① 類似業務経験の分野：都市鉄道の計画にかかる調査業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他途上国地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：ファイナンス／経済財務分析】

- ① 類似業務経験の分野：鉄道事業のファイナンススキーム検討、経済財務分析にかかる調査業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2023年11月下旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インテリム・レポート：2024年4月30日まで
- 2) ドラフト・ファイナル・レポート：2024年7月31日まで
- 3) ファイナル・レポート：2024年10月15日まで

### （2）業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約14.0人月（現地：9.5人月、国内：4.5人月）

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務1.0人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／都市・交通計画（2号）
- ② 交通需要予測
- ③ 鉄道計画（3号）

- ④ ファイナンス／経済財務分析（3号）
- ⑤ 環境社会配慮・ジェンダー配慮
- ⑥ 組織運営・経営

### 3) 渡航回数の目途 全 14 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める事項はありません。

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- DMTCL「ジェンダーアクションプラン」
- 「インド国 Metro 事業者の非運賃収入及び社会インパクト向上に向けた施策にかかる情報収集・確認調査」最終報告書
- 「バングラデシュ国 MRT6 号線安全マネジメント構築支援プロジェクト」業務完了報告書

#### 2) 公開資料

- 8th FIVE YEAR PLAN JULY 2020- JUNE 2025  
<https://oldweb.lged.gov.bd/UploadedDocument/UnitPublication/1/1166/8FYP.pdf>
- Revised Strategic Transport Plan（ダッカ都市交通戦略計画改訂プロジェクト最終報告書）  
[https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12268272\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12268272_01.pdf)
- 「バングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業(1 号線)準備調査最終報告書 早期公開版」  
JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039077.html>
- 「バングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業(5 号線)準備調査最終報告書 早期公開版」  
JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039067.html>
- 「バングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業(TOD)準備調査最終報告書」  
JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039082.html>
- 「バングラデシュ国 ダッカ市都市交通料金システム統合のためのクリアリングハウス設立プロジェクトプロジェクト」業務完了報告書

➤ ジェンダーアクションポリシー

[http://www.dmtcl.gov.bd/sites/default/files/files/dmtcl.portal.gov.bd/policies/24a2d0e9\\_4f30\\_49b5\\_9d42\\_3ac3e8963742/d4c141db2d47be261286bf42fe3b4532.pdf](http://www.dmtcl.gov.bd/sites/default/files/files/dmtcl.portal.gov.bd/policies/24a2d0e9_4f30_49b5_9d42_3ac3e8963742/d4c141db2d47be261286bf42fe3b4532.pdf)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

必要なアポイントメントの取付は、原則受注者が行うことを前提とするが、本調査実施にあたり、JICA から関係機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するなど、円滑な調査実施のための支援を行う。

(6) 安全管理

現地業務に際し、JICA の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・後に、必ず以下の事項を行うと共に、関係者の渡航計画や業務実施状況を JICA 所定の書式を用い、渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に提出し、JICA の承認を得ること。

<業務渡航の条件（事前準備）>

- ・渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「バングラデシュ国安全対策マニュアル」を熟読する。
- ・JICA 事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- ・渡航前に JICA 事務所に申請の上、JICA 事務所が管理する安全情報メーリングリスト及び SMS 配信リストへの登録を行う。
- ・渡航前に、安全対策研修（Web 版等）を受講する。
- ・渡航・滞在時点での最新の行動規範を遵守する。
- ・宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。それ以外の場合であっても、最新の治安情勢や空港からの（または空港までの）移動経路の安全状況の事前確認、渡航の優先度等を踏まえる。

<現地での行動>

- ・ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA 事務所の承認を得る。
- ・外勤は、勤務先や訪問先及びその周辺地域の安全状況を踏まえて、要すれば JICA 事務所または配属機関等が手配する警護付き車両での移動等、必要な安全対策措置を講じることを条件に実施する。継続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- ・国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- ・業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得ること。
- ・短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS／電話で入れる。
- ・日頃から行動パターン（通勤／移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- ・十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
- ・車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- ・空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- ・単独行動を極力控える。
- ・イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- ・服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

## ダッカ市内

### <全般>

- ・行動エリアは、オールドダッカ及び旧刑務所周辺を除く地域とする。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

### <日中>

- ・日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- ・リキシャ・CNG の利用はバリダラ地区のみ可とする。公共バス・鉄道の利用は不可とする。

### <夜間>

- ・業務外の夜間（日没後）の行動は、バリダラ、ボナニ、グルシャン及び JICA 事務所が利用を認めたホテルのみ可とする。
- ・夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- ・夜間（日没後）の移動は車両とする（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）。但し、夜間の徒歩移動は、バリダラ、ボナニ、グルシャンの 3 地区に限り、15 分程度のみ可とする。

ダッカ市内以外の全土（チッタゴン丘陵地帯を除く）

<全般>

・行動エリアは、滞在都市内の地域とする（但し、ロヒンギヤ避難民キャンプ地域への訪問は不可）。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

・日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。  
・リキシャ・CNG・公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

・夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。  
・夜間の移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「3.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しま

す。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

### **【上限額】**

**58,451,000円（税抜）**

なお、定額計上分 3,288,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

#### (4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のま

ま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦招へいにかかる経費	第5条（6）	2,788,000 円	受入期間の業務人月（組織運営・経営分野、4号を想定）1.0人月の報酬	報酬
2	本邦招へいにかかる経費	第5条（6）	500,000 円	国内業務費	国内業務費

- （5）見積価格について、  
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。  
**（千円未満切捨て不要）**

（6）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒クアラルンプール⇒ダッカ（マレーシア航空）  
東京⇒シンガポール⇒ダッカ（シンガポール航空）  
東京⇒バンコク⇒ダッカ（タイ国際航空）  
東京⇒香港⇒ダッカ

- （7）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

- 1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(9) その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 13,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙 3：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
	<b>( 26 )</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者 のみ</b>	<b>業務管理 グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者/都市・交通計画</u>	<b>( 26 )</b>	<b>( 11 )</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者/○○○○</u>	<b>( - )</b>	<b>( 11 )</b>
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	<b>( - )</b>	<b>( 4 )</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：鉄道計画</b>	<b>( 12 )</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：ファイナンス/経済財務分析</b>	<b>( 12 )</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	